

# 平成28年第8回南島原市教育委員会定例会

日時 平成28年8月24日（水） 午後2時

場所 南有馬庁舎 2階会議室

## 議事日程

### 第1 開 会

### 第2 前回会議録の承認

### 第3 会議録署名人の指名

### 第4 教育長報告

### 第5 議案審議

- ・ 議案第48号 南島原市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例について
- ・ 議案第49号 財産の取得について（小学校電子黒板等）
- ・ 議案第50号 南島原市すこやか子育て幼稚園支援事業実施規則の一部を改正する規則について

### 第6 委員長の選挙

### 第7 その他

- (1) 平成28年度南島原市一般会計補正予算（第4号）について
- (2) 次回教育委員会定例会の開催について
- (3) その他

### 第8 閉 会

# 南島原市教育委員会定例会教育長報告

## ○平成28年7月の諸会議並びに諸行事

- 27日(水) 14:00 定例会教育委員会(南有馬庁舎)  
19:30 市政懇談会(ピロティ文化センター)
- 28日(木) 10:00 図書館協議会(南有馬庁舎)
- 29日(金) 10:00 自己点検・評価検討会議(南有馬庁舎)  
13:30 文化財保護審議会(南有馬庁舎)  
14:30 全国・九州中学校体育大会出場に伴う激励会(西有家庁舎)  
19:30 市政懇談会(加津佐青年婦人会館)
- 30日(土) 13:30 セミナリヨ再現授業(北有馬町願心寺)
- 31日(日) 9:30 南島原市防犯少年武道大会(柔道)(南有馬武道館)

## ○平成28年8月の諸会議並びに諸行事

- 1日(月) 14:00 長崎県の施策に関する要望・提案書提出(長崎市)
- 2日(火) 13:00 長崎県人権教育研究大会(コレジヨホール)  
15:00 口之津ジュニア陸上全国大会出場激励会(西有家庁舎)
- 4日(木) 9:30 ALT辞令交付式及びオリエンテーション(南有馬庁舎)
- 5日(金) 9:30 長崎県公立学校教頭会研究大会全体会(島原市)  
18:30 家庭教育講演会(コレジヨホール)
- 6日(土) 8:00 有家ツインプラザ旗争奪少年ソフトボール大会(有家総合運動公園)
- 9日(火) 18:00 西有家地区各校長・民生委員児童委員との意見交換会(潮湯旅館)
- 10日(水) 8:30 平成27年度決算審査意見書受領(西有家庁舎)
- 16日(火) 9:00 部局長会議(西有家庁舎)  
16:00 有家ジュニアバレーボールクラブ九州大会出場激励会(西有家庁舎)

18日(木) 10:00 教頭研修会(オアシスセンター)

19日(金) 14:00 教職員研修「さきがけ」教育講演会(コレジオホール)

21日(日) 8:30 市民スポーツ大会巡回激励(島原市～口之津町)

23日(火) 6:35 心のふるさと交流事業出発式(コレジオホール)

議案第 48 号

南島原市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例について

提案理由

子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令が、平成 28 年 4 月 1 日に施行されたことに伴い、所要の改正を行うもの。

平成 28 年 8 月 24 日提出

南島原市教育委員会  
委員長 坂上 三徳

南島原市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例

南島原市立幼稚園保育料等徴収条例（平成18年南島原市条例第72号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考第4項中「ものをいう」の次に「。以下同じ」を加え、「当該階層の保育料額から1,000円を控除する」を「当該世帯から第1子が幼稚園を利用する場合は、当該階層の保育料額から1,000円を控除した額に100分の50を乗じて得た額とする」に改め、同表備考第5項中「小学校第1学年」を「小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）の第1学年」に改め、同項第1号中「及び」を「又は」に改め、同表備考第6項を第8項とし、第5項の次に次の2項を加える。

6 特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第14条の2第1項に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）が2人以上いる場合の支給認定保護者（市町村民税所得割合算額が77,101円未満の場合に限る。）に係る次の各号に掲げる支給認定子どもに関する保育料額は、当該各号に定める額とする。

(1) 次のア又はイに掲げる支給認定子ども 当該支給認定子どもに関するこの表の額に100分の50を乗じて得た額

ア 支給認定保護者に係る特定被監護者等のうち小学校就学前子ども以外の者が1人のみである場合における最年長保育料額算定基準小学校就学前子どもである支給認定子ども

イ 支給認定保護者に係る全ての特定被監護者等が小学校就学前子どもの場合における保育料額算定基準小学校就学前子どもである支給認定子ども

(2) 次のアからウまでに掲げる支給認定子ども 0

ア 支給認定保護者に係る特定被監護者等のうちに小学校就学前子ども以外の者が2人以上いる場合における最年長保育料額算定基準小学校就学前子どもである支給認定子ども

イ 支給認定保護者に係る特定被監護者等のうちに小学校就学前子ども以外の者がいる場合における保育料額算定基準小学校就学前子どもである支給認定子ども

ウ 保育料額算定基準子ども（最年長保育料額算定基準小学校就学前子ども及び保育料額算定基準小学校就学前子どもを除く。）である支給認定子ども

- 7 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育のあった月において要保護者等に該当する場合における当該支給認定保護者に関する前項の規定の適用については、同項中「当該各号に定める額」とあるのは、「0」とする。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の南島原市立幼稚園保育料等徴収条例の規定は、平成28年4月分以後の保育料について適用する。

南島原市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例 新旧対照表

新	旧
<p><b>別表第1（第3条関係）</b></p> <p>法第19条第1項第1号の認定を受けた小学校就学前子ども（以下「教育認定子ども」という。）の保育料額表</p> <p>(略)</p>	<p><b>別表第1（第3条関係）</b></p> <p>法第19条第1項第1号の認定を受けた小学校就学前子ども（以下「教育認定子ども」という。）の保育料額表</p> <p>(略)</p>
<p>備考</p> <p>1 この表において、「被保護者」とは、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者をいう。</p> <p>2 この表において、「市町村民税の所得割を課されない者」とは、支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者についての特定教育・保育のあった月の属する年度（特定教育・保育のあった月が4月から8月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）を課されない者（市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより当該所得割を免除された者を含むものとし、当該所得割の割賦期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）をいい、「養育里親等」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者、同法第6条の4第2項に規定する養育里親又は同法第7条第1項に規定する児童福祉施設（乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設に限る。）の長をいう。</p> <p>3 この表において、「市町村民税所得割合算額」とは、支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者についての特定教育・保育のあった月の属する年度（特定教育・保育のあった月が4月から8月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額（子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第20条の規定により控除をされるべき金額があるときは、当該金額を</p>	<p>備考</p> <p>1 この表において、「被保護者」とは、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者をいう。</p> <p>2 この表において、「市町村民税の所得割を課されない者」とは、支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者についての特定教育・保育のあった月の属する年度（特定教育・保育のあった月が4月から8月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）を課されない者（市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより当該所得割を免除された者を含むものとし、当該所得割の割賦期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）をいい、「養育里親等」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者、同法第6条の4第2項に規定する養育里親又は同法第7条第1項に規定する児童福祉施設（乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設に限る。）の長をいう。</p> <p>3 この表において、「市町村民税所得割合算額」とは、支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者についての特定教育・保育のあった月の属する年度（特定教育・保育のあった月が4月から8月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額（子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第20条の規定により控除をされるべき金額があるときは、当該金額を</p>

新	旧
<p>加算した額とする。)を合算した額をいう。</p> <p>4 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者についての特定教育・保育のあった月において要保護者等(要保護者(生活保護法第6条第2項に規定する要保護者をいう。)その他子ども・子育て支援法施行規則第22条に定めるものをいう。以下同じ。)に該当する場合における当該支給認定保護者の階層が第2階層と認定された場合には、この表の規定にかかわらず当該階層の保育料額を無料とし、当該支給認定保護者の階層が第3階層と認定された場合には、<u>当該世帯から第1子が幼稚園を利用する場合は、当該階層の保育料額から1,000円を控除した額に100分の50を乗じて得た額とする。</u></p> <p>5 同一世帯に2人以上保育料額算定基準子ども(幼稚園、特別支援学校の幼稚部、保育所、児童福祉法第43条の2に規定する情緒障害児短期治療施設若しくは認定こども園に通い、在学し、若しくは在籍する小学校就学前子ども、特例保育を受ける小学校就学前子ども、家庭的保育事業等(児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいう。)による保育を受ける小学校就学前子ども、児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援若しくは同条第3項に規定する医療型児童発達支援を受ける小学校就学前子ども又は<u>小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)</u>の第1学年から第3学年までに在学する子ども(以下「小学校第3学年修了前子ども」という。)をいう。以下同じ。)がいる場合の支給認定保護者に係る次の各号に掲げる支給認定子どもに関する保育料額は、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 次のア又はイに掲げる支給認定子ども 当該支給認定子どもに関するこの表の額に100分の50を乗じて得た額</p> <p>ア 支給認定保護者に係る保育料額算定基準子どものうち小学校第3学年修了前子どもが1人のみである場合における最年長保育料額算定基準小学校就学前子ども(当該支給認定保護者に係る保育料額算定基準子どもである小学校就学前子どものうち最年長者をいう。以下同じ。)である教育認定子ども</p> <p>イ 支給認定保護者に係る全ての保育料額算定基準子どもが小学校就学前子</p>	<p>加算した額とする。)を合算した額をいう。</p> <p>4 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者についての特定教育・保育のあった月において要保護者等(要保護者(生活保護法第6条第2項に規定する要保護者をいう。)その他子ども・子育て支援法施行規則第22条に定めるものをいう。)に該当する場合における当該支給認定保護者の階層が第2階層と認定された場合には、この表の規定にかかわらず当該階層の保育料額を無料とし、当該支給認定保護者の階層が第3階層と認定された場合には、<u>当該階層の保育料額から1,000円を控除する。</u></p> <p>5 同一世帯に2人以上保育料額算定基準子ども(幼稚園、特別支援学校の幼稚部、保育所、児童福祉法第43条の2に規定する情緒障害児短期治療施設若しくは認定こども園に通い、在学し、若しくは在籍する小学校就学前子ども、特例保育を受ける小学校就学前子ども、家庭的保育事業等(児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいう。)による保育を受ける小学校就学前子ども、児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援若しくは同条第3項に規定する医療型児童発達支援を受ける小学校就学前子ども又は<u>小学校第1学年から第3学年までに在学する子ども</u>(以下「小学校第3学年修了前子ども」という。)をいう。以下同じ。)がいる場合の支給認定保護者に係る次の各号に掲げる支給認定子どもに関する保育料額は、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 次のア及びイに掲げる支給認定子ども 当該支給認定子どもに関するこの表の額に100分の50を乗じて得た額</p> <p>ア 支給認定保護者に係る保育料額算定基準子どものうち小学校第3学年修了前子どもが1人のみである場合における最年長保育料額算定基準小学校就学前子ども(当該支給認定保護者に係る保育料額算定基準子どもである小学校就学前子どものうち最年長者をいう。以下同じ。)である教育認定子ども</p> <p>イ 支給認定保護者に係る全ての保育料額算定基準子どもが小学校就学前子</p>



新	旧
<p>どもの場合における保育料額算定基準小学校就学前子ども（当該支給認定保護者に係る保育料額算定基準子どもである小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）（最年長保育料額算定基準小学校就学前子どもを除く当該支給認定保護者に係る保育料額算定基準小学校就学前子どものうち最年長者であるものに限る。以下同じ。）である支給認定子ども</p> <p>(2) 次のアからウまでに掲げる支給認定子ども 0</p> <p>ア 支給認定保護者に係る保育料額算定基準子どものうちに小学校第3学年修了前子どもが2人以上いる場合における最年長保育料額算定基準小学校就学前子どもである教育認定子ども</p> <p>イ 支給認定保護者に係る保育料額算定基準子どものうちに小学校第3学年修了前子どもがいる場合における保育料額算定基準小学校就学前子どもである教育認定子ども</p> <p>ウ 保育料額算定基準子ども（最年長保育料額算定基準小学校就学前子ども及び保育料額算定基準小学校就学前子どもを除く。）である支給認定子ども</p> <p><u>6 特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第14条の2第1項に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）が2人以上いる場合の支給認定保護者（市町村民税所得割合算額が77,101円未満の場合に限る。）に係る次の各号に掲げる支給認定子どもに関する保育料額は、当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) 次のア又はイに掲げる支給認定子ども 当該支給認定子どもに関するこの表の額に100分の50を乗じて得た額</p> <p><u>ア 支給認定保護者に係る特定被監護者等のうち小学校就学前子ども以外の者が1人のみである場合における最年長保育料額算定基準小学校就学前子どもである支給認定子ども</u></p> <p><u>イ 支給認定保護者に係る全ての特定被監護者等が小学校就学前子どもの場</u></p>	<p>どもの場合における保育料額算定基準小学校就学前子ども（当該支給認定保護者に係る保育料額算定基準子どもである小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）（最年長保育料額算定基準小学校就学前子どもを除く当該支給認定保護者に係る保育料額算定基準小学校就学前子どものうち最年長者であるものに限る。以下同じ。）である支給認定子ども</p> <p>(2) 次のアからウまでに掲げる支給認定子ども 0</p> <p>ア 支給認定保護者に係る保育料額算定基準子どものうちに小学校第3学年修了前子どもが2人以上いる場合における最年長保育料額算定基準小学校就学前子どもである教育認定子ども</p> <p>イ 支給認定保護者に係る保育料額算定基準子どものうちに小学校第3学年修了前子どもがいる場合における保育料額算定基準小学校就学前子どもである教育認定子ども</p> <p>ウ 保育料額算定基準子ども（最年長保育料額算定基準小学校就学前子ども及び保育料額算定基準小学校就学前子どもを除く。）である支給認定子ども</p>

新	旧
<p><u>合における保育料額算定基準小学校就学前子どもである支給認定子ども</u></p> <p>(2) 次のアからウまでに掲げる支給認定子ども 0</p> <p>ア <u>支給認定保護者に係る特定被監護者等のうちに小学校就学前子ども以外の者が2人以上いる場合における最年長保育料額算定基準小学校就学前子どもである支給認定子ども</u></p> <p>イ <u>支給認定保護者に係る特定被監護者等のうちに小学校就学前子ども以外の者がいる場合における保育料額算定基準小学校就学前子どもである支給認定子ども</u></p> <p>ウ <u>保育料額算定基準子ども（最年長保育料額算定基準小学校就学前子ども及び保育料額算定基準小学校就学前子どもを除く。）である支給認定子ども</u></p> <p>7 <u>支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育のあった月において要保護者等に該当する場合における当該支給認定保護者に関する前項の規定の適用については、同項中「当該各号に定める額」とあるのは、「0」とする。</u></p> <p>8 この表における保育料額欄に掲げる金額には、食事の提供に係る負担金を含まない。</p>	<p>6 この表における保育料額欄に掲げる金額には、食事の提供に係る負担金を含まない。</p>

議案第49号

財産の取得について（小学校電子黒板等）

次のとおり教育財産を取得するため、議会の議決を経る必要があるので、南島原市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第8号の規定により、教育委員会の意見を求める。

平成28年8月24日提出

南島原市教育委員会  
委員長 坂上 三徳

- 1 財産の種類 電子黒板（31台）及び付帯設備
- 2 契約の方法 指名競争入札

設置場所	電子黒板機能付き 超短投写プロジェ クター式	制御用パソコン一式	書画カメラ	PC台座
<b>加津佐</b>	<b>5</b>	<b>5</b>	<b>5</b>	<b>5</b>
加津佐小学校	3	3	3	3
野田小学校	2	2	2	2
<b>口之津</b>	<b>3</b>	<b>3</b>	<b>3</b>	<b>3</b>
口之津小学校	3	3	3	3
<b>南有馬</b>	<b>2</b>	<b>2</b>	<b>2</b>	<b>2</b>
南有馬小学校	2	2	2	2
<b>北有馬</b>	<b>2</b>	<b>2</b>	<b>2</b>	<b>2</b>
有馬小学校	2	2	2	2
<b>西有家</b>	<b>2</b>	<b>2</b>	<b>2</b>	<b>2</b>
西有家小学校	2	2	2	2
<b>有家</b>	<b>7</b>	<b>7</b>	<b>7</b>	<b>7</b>
有家小学校	3	3	3	3
蒲河小学校	1	1	1	1
新切小学校	1	1	1	1
堂崎小学校	2	2	2	2
<b>布津</b>	<b>3</b>	<b>3</b>	<b>3</b>	<b>3</b>
布津小学校	1	1	1	1
飯野小学校	2	2	2	2
<b>深江</b>	<b>7</b>	<b>7</b>	<b>7</b>	<b>7</b>
深江小学校	2	2	2	2
深江小学校 馬場分校	1	1	1	1
深江小学校 諏訪分校	0	0	0	0
小林小学校	2	2	2	2
大野木場小学校	2	2	2	2
<b>合 計</b>	<b>31</b>	<b>31</b>	<b>31</b>	<b>31</b>

導入機器の概要・必要性

No.	機器名	概要	必要性
1	電子黒板機能付き超短投写プロジェクター	画面サイズが豊富なこと。テレビ一体型に比べ、導入コストを抑えられること。 重量が比較的軽く、移動も容易なことからプロジェクタータイプを採用する。	板書時間が短縮でき、児童への説明、話し合いの時間が増加する。 画面を保存することにより、前授業のふりかえりが効果的に行う事が出来る。 電子黒板を活用する事で、教員と児童間・児童相互のコミュニケーションや対話の向上が期待でき、プレゼンテーション能力が高まる。
2	制御用パソコン	OS : ウィンドウズ 10 CPU : インテル コア3アイ 以上 メモリ : 4ギガバイト 以上 保守・メンテナンスがしやすいこと。普通教室、PC台座上にて使用することからノート型とする。	電子黒板用のペンツールソフトを利用する為に必要である。最新のインターネット上の教材(NHKデジタル教材)や動画を閲覧するために、必要最小限の機能(ウィンドウズ10)及びスペック(CPU・メモリ)である。
3	書画カメラ	実物投影機 ズーム機能付き	書画カメラはコンピュータやプロジェクター及び多くのAV機器との互換性がある。エコの観点からも、印刷物を配布することなく情報を配布する事が出来る。 また、立体物の教材や一つしかない資料もスクリーンや紙面に大きく映し出す事が出来る。
4	PC台座	キャスター付き	ノートパソコン及び書画カメラ(リモコン・ACアダプタ等付属品を含む)を収納する為に必要である。また、キャスター付きであることによって移動をスムーズに行う事ができ、授業の準備・片付けが手早く出来る。

議案第50号

南島原市すこやか子育て幼稚園支援事業実施規則の一部を改正する  
規則について

提案理由

利用者負担額の軽減の拡大を行うため、所要の改正を行うもの。

平成28年8月24日提出

南島原市教育委員会  
委員長 坂上 三徳

## 南島原市すこやか子育て幼稚園支援事業実施規則の一部を改正する規則

南島原市すこやか子育て幼稚園支援事業実施規則（平成 28 年南島原市規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 号を加える。

(3) 教育・保育施設 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 7 条第 4 項に規定する施設をいう。

第 3 条を次のように改める。

（減免の対象者）

第 3 条 保育料の減額の適用を受けることができる保護者は、児童（10 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者に限る。）を 2 人以上扶養している者で、当該児童のうち第 2 子以降の児童が未就学の児童であり、かつ、当該児童を幼稚園に入園させているものとする。

2 保育料の免除の適用を受けることができる保護者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 2 人の児童（6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者に限る。）に同時に教育・保育施設を利用させている者

(2) 児童（10 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者に限る。）を 3 人以上扶養している者で、当該児童のうち第 3 子以降の児童が未就学の児童であり、かつ、当該児童を幼稚園に入園させているもの

第 4 条第 2 項中「当該」の次に「第 2 子の児童又は」を加える。

第 7 条中「第 3 条第 1 項各号」を「第 3 条第 1 項」に改める。

### 附 則

この規則は、平成 28 年 月 日から施行し、改正後の南島原市すこやか子育て幼稚園支援事業実施規則の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

南島原市すこやか子育て幼稚園支援事業実施規則の一部を改正する規則 新旧対照表  
 南島原市すこやか子育て幼稚園支援事業実施規則（平成28年南島原市規則第6号）の一部を次のように改正する。

新	旧
<p>(定義)  <b>第2条</b> この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。                      (1)・(2) (略)                      (3) <u>教育・保育施設 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する施設をいう。</u>                      (減免の対象者)  <b>第3条</b> <u>保育料の減額の適用を受けることができる保護者は、児童（10歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に限る。）を2人以上扶養している者で、当該児童のうち第2子以降の児童が未就学の児童であり、かつ、当該児童を幼稚園に入園させているものとする。</u></p> <p>2 <u>保育料の免除の適用を受けることができる保護者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</u>                      (1) <u>2人の児童（6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に限る。）に同時に教育・保育施設を利用させている者</u>                      (2) <u>児童（10歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に限る。）を3人以上扶養している者で、当該児童のうち第3子以降の児童が未就学の児童であり、かつ、当該児童を幼稚園に入園させているもの</u>                      (減免の対象額)  <b>第4条</b> (略)                      2 免除する保育料は、前条第2項の規定に該当する保護者から徴収すべき当該第2子の児童又は第3子以降の児童に係る条例第3条に規定する保育料の全額とする。                      (減免資格の喪失)  <b>第7条</b> 第5条第2項の規定により保育料の減免の決定を受けた者（以下「減免決定者」という。）が、<u>第3条第1項又は同条第2項各号に掲げる</u></p>	<p>(定義)  <b>第2条</b> この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。                      (1)・(2) (略)</p> <p>(減免の対象者)  <b>第3条</b> <u>保育料の減額の適用を受けることができる保護者は、次の各号のいずれにも該当する者をいう。</u></p> <p>(1) <u>児童（10歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に限る。以下同じ。）を2人以上扶養している者</u>                      (2) <u>前項の児童のうち第2子以降が未就学の児童であって、当該児童を幼稚園に入園させている者</u></p> <p>2 <u>保育料の免除の適用を受けることができる保護者は、次の各号のいずれにも該当する者をいう。</u>                      (1) <u>児童を3人以上扶養している者</u>                      (2) <u>前号の児童のうち、第3子以降が未就学の児童であって、当該児童を幼稚園に入園させている者</u></p> <p>(減免の対象額)  <b>第4条</b> (略)                      2 免除する保育料は、前条第2項の規定に該当する保護者から徴収すべき当該第3子以降の児童に係る条例第3条に規定する保育料の全額とする。                      (減免資格の喪失)  <b>第7条</b> 第5条第2項の規定により保育料の減免の決定を受けた者（以下「減免決定者」という。）が、<u>第3条第1項各号又は同条第2項各号に掲</u></p>



新	旧
要件に該当しなくなったときは、その資格を失う。	げる要件に該当しなくなったときは、その資格を失う。

## 平成28年第8回南島原市教育委員会定例会

日時 平成28年8月24日(水) 午後2時

場所 南有馬庁舎 2階会議室

### 追加議事日程第1

- 第1 議案第51号 南島原市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第2 議案第52号 南島原市嘱託職員の設置に関する規則の一部を改正する規則について

議案第 5 1 号

南島原市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

提案理由

南島原市英語指導助手を任用したいため、所要の改正を行うもの。

平成 2 8 年 8 月 2 4 日提出

南島原市教育委員会  
委員長 坂上 三徳

南島原市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

南島原市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年南島原市条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表入札監視委員会の項の次に次のように加える。

プロポーザル審査委員会委員	日額	6,000
---------------	----	-------

別表国際交流員の項の次に次のように加える。

英語指導助手	月額	200,000
--------	----	---------

別表備考第3項中「任用期間が1年未満となる者」を「外国語指導助手、国際交流員及び英語指導助手で、任用期間が1年未満となるもの」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

南島原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

新				旧			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
職名		区分	報酬額（円）	職名		区分	報酬額（円）
(略)				(略)			
入札監視委員会	委員長	日額	6,500	入札監視委員会	委員長	日額	6,500
	委員		6,000		委員		6,000
プロポーザル審査委員会委員		日額	6,000	(略)			
(略)				国際交流員			
国際交流員		月額	280,000	(略)		月額	280,000
英語指導助手		月額	200,000	備考			
(略)				1 投票所の投票立会人及び期日前投票所の投票立会人の報酬については、時間割計算により支給することができる。			
備考				2 土地改良区総代選挙における選挙長及び選挙立会人の報酬については、予算の範囲内において市長の定める額とすることができる。			
1 投票所の投票立会人及び期日前投票所の投票立会人の報酬については、時間割計算により支給することができる。				3 外国語指導助手及び国際交流員の報酬については、再任用された場合の2年目は月額300,000円、3年目は月額325,000円、4年目以降は月額330,000円とする。任用期間が1年未満となる者については、所得税等が賦課される場合は、その額を考慮して調整した額を支給することができる。			
2 土地改良区総代選挙における選挙長及び選挙立会人の報酬については、予算の範囲内において市長の定める額とすることができる。							
3 外国語指導助手及び国際交流員の報酬については、再任用された場合の2年目は月額300,000円、3年目は月額325,000円、4年目以降は月額330,000円とする。外国語指導助手、国際交流員及び英語指導助手で、任用期間が1年未満となるものについては、所得税等が賦課される場合は、その額を考慮して調整した額を支給することができる。							

議案第 5 2 号

南島原市嘱託職員の設置に関する規則の一部を改正する規則について

提案理由

南島原市英語指導助手を任用したいため、所要の改正を行うもの。

平成 2 8 年 8 月 2 4 日提出

南島原市教育委員会  
委員長 坂上 三徳

南島原市嘱託職員の設置に関する規則の一部を改正する規則

南島原市嘱託職員の設置に関する規則（平成 19 年南島原市規則第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 20 条中「及び国際交流員」を「、国際交流員及び英語指導助手」に改める。

附 則

この規則は、平成 28 年 月 日から施行する。

南島原市嘱託職員の設置に関する規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新	旧
<p>(適用除外)</p> <p><b>第20条</b> この規則は、南島原市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例別表に規定する外国語指導助手、<u>国際交流員及び英語指導助手</u>には適用しない。</p>	<p>(適用除外)</p> <p><b>第20条</b> この規則は、南島原市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例別表に規定する外国語指導助手及び<u>国際交流員</u>には適用しない。</p>